

商店街地域応援団支援事業 謝礼について

謝礼については、北区デジタル地域通貨ポイントを年度末に支払うこととする。また、支払い基準は以下とする。

- ①要綱第3条に規定する活動であること ※具体的な活動内容・謝礼・その他条件は下記の別表に掲げるものとする
- ②政治、宗教又は営利の目的をもった活動でないこと
- ③自身が加盟している商店街の活動でないこと
- ④同一年度内に受け取ることのできる謝礼については、一人あたり5,000ポイントを上限とする

別表

要綱第3条に規定する活動	活動内容	謝礼 ※1ポイント = 1円	その他条件
商店街活動に関する補助 及び企画運営	イベント準備・当日運営・企画	1日につき1,000ポイント	活動時間が、1日につき 2時間以上であること
商店街の情報発信に関する 補助及び企画運営	自身のウェブサイトやSNS等の インターネット媒体での情報発信	投稿数が10以上で500ポイント	事業終了時点での投稿 数が10以上であること
	商店街のSNS等の開設・編集・投稿サポート	1日につき500ポイント	活動時間が、1日につき 1時間以上であり、アカウ ント等を開設していること
商店街運営に関する補助	手書き書類のデータ化の補助（Word・Excel形式等）や 会議資料及び申請書類等の作成補助	1日につき500ポイント	活動時間が、1日につき 1時間以上であること